

## 今号のトピックス

# 組合員の皆様へ 公立学校共済組合とは…

公立学校の職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした組合です。職員の皆様は採用されると同時に当組合の組合員となりさまざまな福利厚生事業に参加できます。

公立学校共済組合の財源と各事業の紹介をしていますので、お役立てください。

### 掛金・保険料・負担金のしくみ

組合員の皆様の給料や期末手当等から控除される掛金・保険料（短期・介護・厚生年金・退職）と地方公共団体等からの負担金は、共済組合のさまざまな事業や介護保険制度のために使われています。（予算概要（P10）の内容とあわせてご覧ください。）

**短期掛金・負担金**

主に病気やけがなどのために  
(短期給付事業P3参照)

**厚生年金保険料・退職掛金・負担金**

年金の支給のために  
(長期給付事業下記参照)

**介護掛金・負担金**

介護保険制度の財源として

### 長期給付事業（老齢・障害・遺族における年金支給）【短期組合員は対象外】

#### ●公的年金制度について

#### 1階

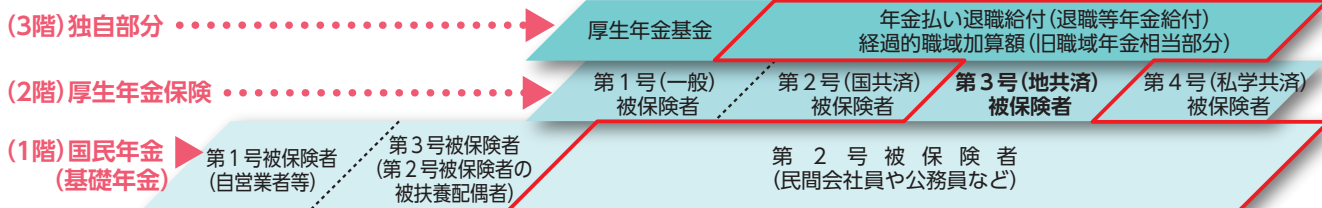
受給資格期間が10年以上\*ある方が65歳に達したときに、65歳から支給されます。  
※保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者期間を含む。）、保険料免除期間、合算対象期対象期間を合算して10年以上

#### 2階

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4つに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します（国共済・地共済は最終実施機関でまとめて決定）。

#### 3階

共済年金独自の3階部分は、平成27年10月以降の組合員期間については「年金払い退職給付」（退職等年金給付）が設けられ、平成27年9月までの組合員期間については「経過的職域加算額」として支給します。



#### ●長期給付の種類

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 厚生年金保険給付 | 老齢厚生年金 | 組合員期間等が10年以上ある者に原則65歳から支給されます。支給開始年齢については、生年月日に応じて、60～64歳の経過措置があります。  |
|          | 障害厚生年金 | 厚生年金の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたときに支給されます。  |
|          | 障害手当金  | 障害厚生年金が決定されるほどではないが、厚生年金の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたときに支給されます（他の年金の受給権がある者を除く）。初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）が必要です。 |
|          | 遺族厚生年金 | 組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生（退職共済）年金や障害厚生（共済）年金（障害等級1、2級）の受給者又は受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。                                     |
| 年金払い退職給付 | 退職年金   | 1年以上の引き続き組合員期間がある者に、退職時まで積立た給付算定基礎額に基づき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。  |
|          | 公務障害年金 | 平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある者について、公務による傷病（通勤災害を除く）により障害の状態になったときに、障害の状態である間支給されます。   |
|          | 公務遺族年金 | 平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務による傷病（通勤災害を除く）により亡くなったときに、遺族に支給されます。  |

## 短期給付事業（共済組合における医療保険）



組合員や被扶養者の皆さまが公務によらない病気やケガをしたときや、出産、死亡、休業等したときに次の給付が受けられます。請求手続きが不要な給付と請求手続きが必要な給付があります。

**給付事由の生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなりますのでご注意ください。**

### ●短期給付一覧（令和5年4月1日現在）

| 給付区分           | 給付名（注）                    | 概要   |
|----------------|---------------------------|--|
| 自動給付（請求手続きが不要） | 療養の給付<br>家族療養費            | 公務によらない病気やけがで病院にかかったときに給付<br>医療費の7割<br>* 6歳に達する日以後の年度末まで：医療費の8割<br>* 70歳以上（現役並み所得者を除く）：医療費の8割  |
|                | 一部負担金払戻金<br>家族療養費附加金      | 同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付<br>一般所得者：自己負担額から25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）<br>上位所得者：自己負担額から50,000円を控除した額（100円未満端数切捨）<br>* 一般所得者：標準報酬月額530,000円未満 上位所得者：標準報酬月額530,000円以上<br>（同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、控除額が変わります）  |
|                | 高額療養費                     | 同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付<br>自己負担限度額は標準報酬月額により異なる<br>83万円以上：自己負担額 - (252,600 + (医療費 - 842,000) × 1/100)<br>53万円以上83万円未満：自己負担額 - (167,400 + (医療費 - 558,000) × 1/100)<br>28万円以上53万円未満：自己負担額 - (80,100 + (医療費 - 267,000) × 1/100)<br>28万円未満：自己負担額 - 57,600<br>（同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合、合算した額に自己負担限度額を適用） |
| 請求手続きが必要な給付    | 病気又は負傷したとき                | 療養費<br>家族療養費<br>高額介護合算療養費  |
|                | 移送したとき                    | 移送費<br>家族移送費   |
|                | 出産したとき                    | 出産費（同附加金）<br>家族出産費（同附加金）   |
|                | 死亡したとき                    | 埋葬料（同附加金）<br>家族埋葬料（同附加金）   |
|                |                           | 弔慰金<br>家族弔慰金   |
|                | 休業したとき                    | 傷病手当金（同附加金）  |
|                |                           | 休業手当金  |
|                |                           | 育児休業手当金  |
|                |                           | 介護休業手当金  |
|                |                           | 出産手当金  |
| 災害に遭ったとき       | 災害見舞金                     |  |
| 病気又は負傷したとき     | 療養費<br>家族療養費<br>高額介護合算療養費 | 組合員証を提示できずに医療機関等を受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付給付額は療養の給付と同じ<br>1年間の医療保険及び介護保険の自己負担額の合計が一定の額を超えたときに給付   |
| 移送したとき         | 移送費<br>家族移送費              | 医師の指示により緊急に移送された場合で、共済組合が認めたときに給付給付額は要した費用を標準とする   |
| 出産したとき         | 出産費（同附加金）<br>家族出産費（同附加金）  | 組合員（被扶養者）が出産（妊娠4ヶ月以上の胎児の分娩）したときに給付<br>500,000円 [50,000円]<br>* 産科医療補償制度対象外の期間での出産の場合は488,000円 [50,000円]   |
| 死亡したとき         | 埋葬料（同附加金）<br>家族埋葬料（同附加金）  | 組合員（被扶養者）が死亡（組合員の場合は資格喪失後3月以内を含む）したときに給付<br>50,000円 [25,000円]<br>* 組合員が死亡し、被扶養者でない者が請求する場合は、上記の範囲内で埋葬に要した額   |
|                | 弔慰金<br>家族弔慰金              | 組合員（被扶養者）が水震災火災その他の非常災害により死亡したときに給付<br>弔慰金…標準報酬月額 家族弔慰金…標準報酬月額×0.7   |
| 休業したとき         | 傷病手当金（同附加金）               | 公務によらない病気やけがで勤務できなくなり給料の一部又は全部が支給されないとき<br>給付額 1日につき 支給開始日以前12か月間の標準報酬月額の平均×1/22×2/3<br>給付期間 1年6月、附加給付は6月<br>* 退職後に給付事由が発生した場合は、対象となりません<br>* 報酬の一部が支給されている場合や受給中の年金がある場合は、給付額の調整を行います   |
|                | 休業手当金                     | 家族の病気やけがなどの理由により欠勤したときに給付<br>給付額 1日につき 標準報酬日額×50/100<br>給付期間 欠勤期間（日数上限あり）<br>* 報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います   |
|                | 育児休業手当金                   | 育児休業を取得したときに給付（給付上限相当額あり）<br>給付額 1日につき 最初の180日：標準報酬日額×67/100<br>180日経過後：標準報酬日額×50/100<br>給付期間 対象となる子の1歳の誕生日前日まで（一定の要件を満たす場合は延長あり）  |
|                | 介護休業手当金                   | 介護休業したときに給付<br>給付額 1日につき 標準報酬日額×67/100（給付上限相当額あり）<br>給付期間 介護休業の日数を通算して66日を超えない期間<br>* 報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います  |
|                | 出産手当金                     | 産前産後休業を取得したときに給付（給料が支給されている場合は給付なし）<br>給付額 1日につき 支給開始日以前12か月間の標準報酬月額の平均×1/22×2/3<br>給付期間 出産以前42日から産後56日<br>* 退職後に給付事由が発生した場合は、対象となりません<br>* 報酬の一部が支給されている場合、給付額の調整を行います  |
| 災害に遭ったとき       | 災害見舞金                     | 住宅・家財が水震災火災その他の非常災害により一定以上の損害を受けたときに給付<br>標準報酬月額×0.5～3（損害の程度による）   |

（注） 組合員…黒字 被扶養者…緑字 組合員・被扶養者共通…青字

## 保健福祉事業

### ●特定健診等事業

| 事業名    | 対象者                          |
|--------|------------------------------|
| 特定健康診査 | 40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員及び被扶養者 |
| 特定保健指導 | 組合員及び被扶養者                    |

被扶養者さんには7月ごろに受診券をお送りするよ。組合員本人さんは職場の健診を受けてね。  
職場の健診を受けられない方は、7月ごろに特定健診等受診券を発行するから利用してね！



### ●健康管理事業

(対象者…組合員)

| 事業名           | 年齢制限                  | 自己負担額等   | 定員          | 実施時期       | 申込期限      |       |
|---------------|-----------------------|--|-------------|------------|-----------|-------|
| 人間ドック         | 宿泊                    | 35歳以上  | 25,000円     | 200人       | 6月～2月     | 4月24日 |
|               | 一日                    | 30歳以上<br>・40,50,55歳(※)は原則全員当選。<br>・60歳は原則全員当選。 | 11,000円     | 16,400人    |           |       |
|               | 一日(脳検査付)              | 50歳以上  | 18,000円     | 400人       |           |       |
| 若年者ドック        | 40歳未満                 | 2,000円   | 1,100人      | 8月～2月      | 6月19日     |       |
| 脳ドック          | 50歳以上                 | 10,000円  | 800人        | 8月～2月      | 6月19日     |       |
| 被扶養配偶者ががん検診助成 | 40歳以上の被扶養者に認定されている配偶者 | 年間で4,000円を上限に補助                                | -           | 4月1日～3月11日 | 令和6年3月18日 |       |
| 血液検査          | 年齢制限なし                | 無料   | 1,000人      | 12月～2月     | 8月7日      |       |
| 骨そしょう症検査      | 40歳以上(女性のみ)           | 1,000円   | 500人        | 8月～2月      | 6月19日     |       |
| ストレスドック       | 年齢制限なし                | 無料   | 別途、お知らせします。 |            |           |       |
| インフルエンザ予防接種助成 | 年齢制限なし                | 年間で1,000円を上限に補助                                | 25,500人     | 4月1日～3月11日 | 令和6年3月18日 |       |

締切日を過ぎると受付できないから気を付けてね。特に人間ドックは申込期限が早いよ。



受けたい事業があるときや、自分が対象者かも？と思ったときは所属所に聞いてみよう！



※対象者は、県が給与を負担する教職員及び次の市町等費負担教職員です。

尼崎市、豊岡市、川西市、加西市、新温泉町、兵庫県立大学、芸術文化観光専門職大学、神戸市外国語大学(神戸高専含む)、神戸市看護大学

### ●身体障害者支援事業

(対象者…組合員とその被扶養者)

| 事業名            | 概要   | 実施時期 | 申込時期      |
|----------------|--|------|-----------|
| 身体障害者補装具購入費等補助 | 身体障害者の方が、市町の補助を受けて、義手・義足等の補装具を購入又は修理した場合、認定された自己負担額を補助します。 | 年間   | 事由が発生したとき |

### ●記念品事業

(対象者…組合員)

| 事業名        | 概要                                     | 実施時期 | 申込期限      |
|------------|--|------|-----------|
| 銀婚記念品配付    | 銀婚を迎えられたご夫婦に記念品を配付します。                 | 7月   | 6月19日     |
| 永年組合員記念品配付 | 25年以上勤務し、銀婚記念品配付を受けずに退職される方に記念品を配付します。 | 3月   | 令和6年2月15日 |

### ●研修事業

(対象者…組合員)

| 事業名         | 対象者                                   |
|-------------|---------------------------------------|
| 生涯生活設計講座    | 退職を控えた組合員を対象に、生活設計や各種手続きに関する講座を実施します。 |
| ライフプランセミナー  | ライフプランに関する講座を実施します。                   |
| メンタルヘルスセミナー | メンタルヘルスに関する講座を実施します。                  |

7～8月ごろに開催時期や実施方法をお知らせする予定なので、皆さんお見逃しなく！！  
オンラインでの開催も予定しているよ！



### ●保養事業

| 事業名      | 概要  |
|----------|---|
| 宿泊施設利用補助 | 令和5年度より公立学校共済組合での印刷及び所属所への発送は廃止します。<br>公立学校共済組合兵庫支部のホームページ上にアップロードされた利用補助券を組合員本人が各自で印刷してご利用ください。利用条件、利用施設、金額等に変更はありません。<br>なお、任意継続組合員には従来通り郵送します。 |

※赤字は令和5年度より変更となる項目です。

次ページ『保健事業検討委員会のご報告』をご確認ください。

## 保健福祉事業検討委員会のご報告

公立学校共済組合兵庫支部では、社会状況の変化にあわせ、組合員の疾病予防や健康増進のためのふさわしい保健事業の在り方について検討するため、組合員を代表する委員で構成する保健事業検討委員会を設置し、保健事業の見直しを行っています。

令和4年度に開催した保健事業検討委員会での検討の結果、以下のとおり見直しを行いましたので、ご報告します。

### 【人間ドック等について】

1日人間ドック、若年者ドック、脳ドックについて、以下のとおり見直します

#### ○1日人間ドック

実施定員：14,900人 ⇒ 16,400人 (1,500人増員)

自己負担額：10,000円 ⇒ 11,000円 (1,000円増額)

#### ○若年者ドック

実施定員：1,000人 ⇒ 1,100人 (100人増員)

自己負担額：増額なし

#### ○脳ドック

実施定員：700人 ⇒ 800人 (100人増員)

自己負担額：増額なし



### 【宿泊施設利用補助券について】

例年実施しておりました、共済組合兵庫支部での利用補助券の印刷及び所属所への発送を廃止します。

**公立学校共済組合兵庫支部ホームページ上にアップロードした利用補助券を、組合員本人が各自で印刷し、必要に応じてご利用いただくこととなりました。**

利用条件、利用施設、1人あたりの金額等は変更ありません。利用期間については、印刷や郵送に時間を要しなくなるため、**令和5年4月1日**からすぐにご利用いただけます。

### ■利用方法イメージ

